

平成27年度における温室効果ガス等の排出の削減に  
配慮した契約の締結実績の概要

平成28年7月14日  
国立研究開発法人理化学研究所

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成27年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成27年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成22年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

環境配慮契約法基本方針に基づいた、①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約、⑤建築物の設計に係る契約、⑥産業廃棄物の処理に係る契約、以上の6つの契約類型のうち、平成27年度の国立研究開発法人理化学研究所における環境配慮契約の締結実績は以下の通りである。

①電気の供給を受ける契約

該当なし

②自動車の購入及び賃貸借に係る契約

購入価格及び環境性能（燃費）を総合的に評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式による入札を実施した。（5台賃貸借）

調達方法	賃貸借
車種	乗用車
燃料	ガソリン車

契約方式	総合評価落札方式
------	----------

③船舶の調達に係る契約

該当なし

④省エネルギー改修事業（ESCO 事業）に係る契約

該当なし

⑤建築物の設計に係る契約

該当なし

⑥産業廃棄物の処理に係る契約

該当なし

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約を推進するための国立研究開発法人理化学研究所における体制として、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき設置された「グリーン購入推進委員会」を活用することとしている。